

第四次産業革命 スキル修得講座認定制度



経済産業省は、IT・データ分野を中心とした専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定する「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」を2017年7月に創設しました。

制度の趣旨

IT・データを中心とした将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野において、社会人が高度な専門性を身に付けキャリアアップを図る、専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定します。認定はIPA等からの専門的な助言を踏まえ、外部専門家による審査を経て行います。

目標・対象分野

- 目標とするレベル ITSSレベル4相当
- 対象分野
 - ① IT分野 — AI、IoT、クラウド、データサイエンス等
(デザイン思考、アジャイル開発等の新たな開発手法との組み合わせを含む)
— 高度なセキュリティやネットワーク等
 - ② IT活用分野 — 自動車分野のモデルベース開発等

講座・実施機関の要件と認定の期間

- 講座の主な要件
 - 育成する職業、能力・スキル、訓練の内容を公表
 - 必要な実務知識、技術、技能を公表
 - 実習、実技、演習又は発表などが含まれる実践的な講座がカリキュラムの半分以上
 - 審査、試験等により訓練の成果を評価
 - 社会人が受けやすい工夫(e-ラーニング等)
 - 事後評価の仕組みを構築等
- 実施機関の主な要件
 - 継続的・安定的に遂行できること(講座の実績・財務状況等)
 - 組織体制や設備、講師等を有すること
 - 欠格要件等に該当しないこと等
- 認定の期間 適用の日から3年間

※ 経済産業大臣が認定した教育訓練講座のうち、厚生労働省が定める一定の要件を満たし、厚生労働大臣の指定を受けた講座は、「専門実践教育訓練給付」の対象となります。